

名簿登録者を指名停止

1 事案の概要

株式会社セレスポの専務取締役は、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が発注した業務に関し、令和5年2月8日、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）違反の容疑で逮捕された。

このことは三木町物品の買入れ等に係る指名停止等措置要綱別表第6号（独占禁止法違反／県外）に該当するため、同要綱第2条第1項に基づき、指名停止を行う。

2 指名停止業者名、所在地及び指名停止期間

株式会社セレスポ 代表取締役 田代 剛

東京都豊島区北大塚一丁目21番5号

令和5年3月9日から令和5年11月8日まで（8か月間）